

○議長（中西峰雄君）順番20、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）やっと回ってきました。頑張ります。

私は、本議会では、①地域手当について、②橋本駅に自動交付機を設置することについて、③各区の発言力の公平を図るべきことについて、④刈草処理の疑問点について、⑤民生委員に対する情報提供について、以下、順に質問いたします。

まず、第一に、合理性、妥当性を欠く地域手当の即時廃止を求めます。

市職員は、地域手当という名目で、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額の3%を支給されております。平均すると、職員一人当たり1万1,000円の地域手当が支給されていることとなります。和歌山県内では和歌山市と橋本市だけが地域手当を支給しています。その額は、一般会計だけでも年間合計で約7,400万円になり、特別会計の分を合わせると優に8,000万円を超える額となります。

そもそも地域手当の制度は、本来は民間給与との均衡を図るために導入されたものです。しかし、今日においては、世界的な不況の影響で給与の削減、ボーナスカット、ひいては会社倒産による失業等々、民間の給与水準は極めて低い状態が長期化しております。かかる状況下では、市職員に地域手当を支給する前提条件、すなわち民間給与との均衡を図る必要性は既に消滅していると考えられます。

市当局が、財政が厳しいと言いながら、合理性、妥当性を欠く年額8,000万円を超える地域手当を支給し続けることは、市民の理解を

得られないと考えます。したがって即時廃止を求めます。

第二に、橋本駅に自動交付機の設置を求めます。

高齢化社会を迎えて住民の利便性をより重視した行政が求められています。このような観点から、1日平均、南海電車で8,905人、JR和歌山線で5,160人、合計1万4,065人の乗降客があり、かつ南海バス、コミュニティバス、市民病院等の送迎バス、タクシー乗り場の存在を考えると、大勢の市民が集散する橋本駅に自動交付機を設置することが効果的な市民サービスの提供となると考えますが、市当局の考え方を伺います。

第三に、地区住民の数を反映した区長制度の実現を求めます。

私は、政治に届く声が平等に評価されることが民主主義だという観点から平成19年3月議会において質問したところ、市当局から、今後、区長・役員の方々と趣旨に沿った話し合いをすとの答弁をいただきました。何を、どのように変わったのかを伺います。

第四に、刈草の処理の疑問点について伺います。

現在、本市において刈草処理の指定を2業者に与えていますが、競争原理が働かないシステムで運用されており、市民サービスの観点から不合理であり、改善を求めます。

第五に、民生委員に対する情報提供について伺います。

民生委員に充実した仕事をしていただくためには、個人のプライバシーと情報の提供とのバランスを適切に図る必要がありますが、現状の問題点の認識と改善策を伺います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）地域手当のご質問にお答えいたします。

地域手当につきましては、松浦議員ご指摘のとおり、職員の給料、扶養手当及び管理職手当月額の合計額の3%を地域手当として支給しています。その額は、一般会計の平成22年度当初予算額で見ますと7,240万5,000円となっており、職員一人当たりの平均月額に換算しますと約1万1,000円となるところです。

1点目に、そもそもこの地域手当という制度は、平成18年度に実施された給与構造改革時に導入されたものでございます。

給与構造改革の趣旨は、地域により異なる民間賃金の地域格差を公務員給与に反映させるため、民間賃金の低い地域を考慮し、公務員の給与水準を民間賃金の低い地域の水準まで引き下げることでした。ただ、これでは反対に、民間賃金の高い地域で民間のほうが高いという格差が生じてしまうことから、その格差を解消することが必要となります。

その格差を解消する制度が地域手当です。民間賃金の高い地域に対してのみ、その地域に応じた支給率で地域手当を支給することで、民間賃金の高い地域においても官民給与の均衡を図ろうとする制度です。

また、給与法及び人事院規則において、和歌山県下では和歌山市と本市が3%の支給地域と規定されています。これに準じて本市では3%の地域手当の支給を行っているものです。

2点目として、ご質問の後段部分でご指摘いただいています、民間においては、この世界的な不況の影響で給与の削減やボーナスの

カットなど、給与水準が極めて低い状況が続いているということは、まさに周知の事実でございます。

この部分については、本議会の開会日にも給与制度の一部改正をご審議、ご承認いただきましたように、近年は公務員も給料表のマイナス改正や、いわゆるボーナスについても支給月数を減ずることで給与の削減を行い、民間給与との均衡を図っているところです。

以上のことから、これからも国の動向を鑑みながら地域手当の制度運用を行っていきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）続きまして、地区住民の数を反映した区長制度についてのおただしについてお答えをさせていただきます。

平成19年3月議会において、区の人口数、世帯数などに開きがある場合、行政効率、住民意思の行政への反映という観点からバランスをとる必要があるのではないかとのおただしについて、住民の方々の意見が行政に反映でき、また、行政の内容が住民に伝わるような組織づくりについて、今後も区長、役員の方々と話しさせていただきたいとお答えをさせていただきました。

大規模と言われる区の数名の区長さんとお話をさせていただいたところ、世帯が多い場合、区長業務が大変であるとの声はお聞きしていますが、区を分割すればまとまりがなくなるとのことから、区の運営においては各委員さんとの協議を行うことで意見の統一を図っておられるとのことでありました。また、「世帯が多いことは大変であるが、何か事業を行う場合は大きな力となり、心強いものでもある」とのお話もお聞きしているところです。

市としましては、区組織は地域住民の皆さまが円滑な住民活動を行うために組織され、活動されている団体であり、地域住民の方々のまとまりや自主性が大切であると考えますとともに、地域構成の大小にかかわらず、市民と行政がよきパートナーとなり、これからの共同社会に向けて行政主導型から協働型のまちづくりへの推進が大切であると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）橋本駅への自動交付機設置についてお答えします。

現在、本市では、本庁、紀見北地区公民館、城山台センター街、高野口地区公民館の4箇所自動交付機を設置し、住民票謄・抄本、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書と税務課の所管である所得証明書、住民税課税証明書の発行を行っています。

これらの中、市民課の所管する部分の稼働状況ですが、平成21年度実績では、本庁では全日午後8時まで稼働していることもあり、2万7,763件で、1日にすると約76件、紀見北地区公民館では2,858件で、1日に約10件、城山台センター街では2,138件で、1日に約6件、高野口地区公民館では2,627件で、1日に約8件となっています。

この中、職員が不在の城山台の自動交付機につきましては、年間42万7,600円の手数料収入に対し、管理委託料（セコム）59万2,200円、電気料9万1,958円、地代7万5,600円の計75万9,758円が経費として、他の自動交付機より多くの支出となっております。

橋本駅へ新たに設置するにあたっては、建物の設置、機器の購入・設置、ネットワークの構築・連携、機器保守料の増額及び城山台と同じ程度の管理委託料、電気料、地代など

多くの費用負担の発生が予想されます。また、先進自治体では導入後の稼働状況が低迷しているとお聞きしています。

本市としては、各地区公民館への設置を順次行っていく計画であり、駅への設置は考えておりません。公民館への設置は、新たな建物は不要となり、ネットワークについても既に設備されており、その分の費用は不要となります。あわせて、管理委託料、電気料の一部、地代が不要となります。当然、施設の改造等に関し一定の経費は発生しますが、橋本駅への設置と比較すると、かなり低額での対応が可能と考えます。

また、今回、自動交付機につきまして、住民基本台帳法の改正とともに、保守期限の関係で機器の更新が必要になりますので、平成24年7月をめどに業務を進めています。いずれにいたしましても、それまでの間の新たな設置は考えておりませんので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、刈草処理についての疑問について、業者の個別指定の内容についてお答えいたします。

まず、一般廃棄物の処理についてですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」とされており、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないと規定されております。しかし、一般廃棄物を再生利用されることが確実であると市長が認めた場合に、市の責務である一般廃棄物の処理を民間業者が許可なしに行えたとされています。

このようなことから、本市におきましても、

一般廃棄物再生利用業者個別指定に関する規則を制定し、平成16年度より民間活力を導入し、地場産業の発展、循環型社会構築をめざし、草・剪定枝については、現在2業者に対し指定をしております。

ご質問の競争原理が働かないシステムとのことでありますが、市から委託する分については、例えば1業者のみに偏ってしまいますと、市内業者の育成という観点からも支障を来すことが考えられますので、関係各課協議の上、2業者に対しバランスよく配分して処理をお願いしているところです。

今後も、行政と事業者が一体となり、循環型社会構築に向け取り組んでまいりたいと考えています。ご理解のほど、よろしくご願ひ申し上げます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）民生委員・児童委員会のご質問にお答えいたします。

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談員として、また、住民と行政を結ぶパイプ役として重要な役割を果たしていただいております。

地域における助け合いや支え合いの関係が次第に薄らいでいる今日、特にひとり暮らしの高齢者や障がい者など社会的に弱い立場にいる方々にとっては、住みにくい世の中になってきていると言えます。そして、このような社会にあって、民生委員・児童委員に寄せる期待や果たす役割はますます大きなものになってまいりました。

さて、おただしの現状における問題点ではありますが、全国的にも情報化社会の進展に伴い個人情報保護法が制定されて以来、民生委員・児童委員への情報の提供をどこまで行うか、非常に難しい問題となってきました。このことは自治体によって対応が大きく異な

り、傾向としては、都市になるほど慎重な対応が行われているようです。

本市といたしましては、民生委員・児童委員が住民の相談役として支援していく立場で活動していただいている以上、活動するための必要な情報は提供していかなければならないと考えています。

また、民生委員・児童委員には民生委員法に守秘義務が厳格に定められています。職務上知り得た情報は決して漏らしてはならないことになっているため、民生委員に対する必要な情報の提供は特に問題がないと考えます。

ただ、あつてはならないことですが、委員本人が知り得た情報が無意識のうちにもれている場合もないとは限りません。このような事実がわかれば即刻指摘し、細心の注意を払うよう指導するほか、今後、研修等において民生委員・児童委員としての自覚と認識を高めていただく取り組みを行ってまいりたいと思っています。

現在、本市においては、住民相互の助け合いや見守り、地域組織や関係者、各種団体とのつながりによって、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、施策展開の基本的事項をまとめた地域福祉計画を策定しようとしておりますが、地域福祉計画に進めるにあたっては、民生委員・児童委員が強力な牽引者として、そして、福祉増進の担い手になっていただくとの認識に立っています。

今後とも行政は、民生委員・児童委員が地域で十分活躍していただけるよう必要な情報を提供するとともに、より一層信頼される民生委員・児童委員であるよう研さんを積んでいただき、ともに福祉行政を推進してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いします。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）先ほど市民部長が

お答えしました刈草処理の問題について、発注者としてお答えします。

現在、建設部が管理しております刈草処分ですが、市が指定する2業者にほぼ均等に搬入処理しています。

本市が維持管理に必要な草刈り面積は、全体で約48万㎡ありますが、このうち道路、河川等は年1回または2回の草刈りで対応しており、面積は25万㎡です。一方、都市公園等は23万㎡あり、年数回の作業が必要となります。

処理価格につきましては、他の公共工事等と同様に、県の標準積算基準書により積算しており、2業者とも同じ価格です。この県の価格は、品目ごとに見積もりを徴し、価格を決定していますので、他の公共工事等におけるものと同様に競争性のある適正な単価であると判断されます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）なかなか厳しい答弁ばかりで、こっちも頑張りがいがあると思います。

順番、1番から伺います。地域手当、職員の中で一番たくさんもらってる人の額はいくらですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）1万3,000万円から1万4,000円になろうかと思います。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）年間13万か4万円ということですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっと失礼な答弁させていただきました。月額で1万3,000万円から1万4,000円でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）1万3,000万円から1万4,000円、額、違いますので、正確なところをお願いします。今でなくて結構です。私の質問の時間の間に教えてください。

そしたら、これの法的根拠というのはどこにあるんですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）地方公務員法では、給与につきましては条例で定めるということになってございまして、市の地域手当の支給条例と規則で具体的なことを定めてございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）この条例の前提となっているのは国の制度で、11条の3地域手当のところですね。地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給すると。これは国家公務員に対することですが、これを受けて、市当局もこの趣旨にのっとって条例を定めてあるということですね。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）そういうことでございます。国家公務員の人事院勧告について、すべて尊重してやっておりますので、条例についてもそういう形でやっております。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）そしたら、民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮してということで、当該地域というのは、ここでは橋本市ですか、岩出市ですか、海南市ですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）橋本市でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）先ほどの答弁によりますと、公務員の給与を下げたらほかも下がるからというようにお話ではなかったの。だから、一定水準を維持しなきゃいかんというように答弁でしたよね。よろしいですか。確認します。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）人事院勧告を遵守しておりますので、今年度のボーナスについても下げましたとおり、地域手当につきましても人事院規則でそのまま残っておりますので、地域手当につきましては、それに基づいて条例のほうにも残してございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）今の私の質問に教えてください。公務員の水準を下げたら民間ももっと下がる。今低いけども、もっと下がるから下げないんだという話ですか。そうではないんですか。先ほど、私、そのように聞こえたんですが。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）もう一度、ちょっとわかりにくいのでお願いします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）先ほどの答弁、私なりに理解してたのは、地域手当、ここの話ですね。地域手当を支給するというのは、もしやめたら民間の賃金も低い上にもっと低くなるから、上がるために、そこでとどめるために、民間を引っ張り上げるためにここで維持してるんだというお話ではなかったんですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）そういうことではございません。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）どういうことですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長、1回目の答

弁で出てますが、わかりやすく説明をお願いします。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）現在の橋本市の地域手当につきましては、平成17年度人勤に基づきまして、給与構造改革に基づきまして設定したものでございます。そういうことで、給料表もそのときの給料表を使っているものでございます。

各年度の増減につきましては、毎年夏に人事院勧告が出ますので、人事院勧告に基づきまして給与の増減をやっているというのが市の考え方でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）その趣旨は、ここに書いてあるように、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、その地域で認めるという話でしょう。当該地域の民間水準は、これ、もともとは調整手当ということで、それが文句が多いので名前変わったという話でね。結局、民間と公務員の賃金格差、公務員が少ないときに民間がたくさんあったと。バランスをとるためにこれをつけたんでしょう。そうだとすれば、今、私をはじめに申し上げたように、民間がぐんと低水準にある。そのときに調整をするために上乘せしたものは、これを今もまだやるとすれば、もっと差が大きくなる。そういう認識はございませんか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）はじめに出ました調整手当と地域手当は違います。調整手当、昭和42年から調整手当ということで同じ、橋本市の場合3%でございますけども、考え方は、全国水準の数字に対して3%乗せていくという考え方の中で、ほかの市町村も、3%と違いますが、乗せてたわけではございません。それが民間の給与とそぐわない結果にな

ったということで、平成17年の人事院勧告につきましては、給料を下位に合わせるということで、平均4.3%ぐらいでしたか、の減額があつて、高年者にしては7%ぐらいの削減ということで、給与の構造改革があつたわけです。その下に合わせまして、東京都なんかでしたら、それでそのまま行きましたらかなり差があるということで地域手当は18%ということで、18%から6%の6段階の地域手当というのを新設しまして、基本給の差を補っていくという形を地域手当を創設させたものでございます。

そういうことで、手当となつてございますけれども、あくまでも基本給の一部のような考え方で地域手当は創設されたということになっております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）地域手当と基本給と実質的に同じような考え方って。それやったら基本給にしたらいいいのでね。それは扶養手当とか住宅手当、これは何だとすぐわかるけれども、地域手当と、そういう説明をいっぱいせん理解できないようなものの使い方、言葉の使い方がそもそもおかしいのでね。

ここで橋本市の平均賃金はいくら、市役所の平均賃金はいくらですか。当該地域に準じて考えなさいと、水準を考えなさいという話を地域手当の背景となる法律は言うてますやんか。これに対して地域手当というのが出るといふのがおかしいと思うんですけども。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）本来それは各市町村が独自の給料表をもってしていけばいいのかわかりません。そういう考え方も最近出てきているのは確かです。

ただ、人事院といいますのは、人事院勧告は国の公務員に対してでございますけれども、

労働三権をとる中で客観的に民間との給料を比較していくという考え方で、独立した人事院があるわけでございます。

それで、都道府県、それから和歌山県、中核市ですか、については人事委員会を持っておりまして、独自の勧告をしているようでございますけれども、30万人以下の都市につきましては、すべて調べてませんけれども、国の人事院勧告に準拠して給料表、それから、毎年の給料の改正を行っているというのが実情でございます。

それと、失礼しました。当初で概算で言いましたけれども、扶養手当と管理職手当を入れるのを忘れてました。最大で月1万7,023円です。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）要するに、基本給があつて、手当があつて、その上に地域手当というものをくっつけると。一番多い人で1万7,000円、年間にしたら20万円ぐらいですね。そういうのをつける。

この橋本市、きのうからも出ましたけれども、経済的に非常に疲弊しておると。2万2,000人、従業員いるというお話ですけども、こういう人たちから見たら、この地域手当、えらい説明せな、説明しても僕は納得できませんけども。こんなこんなこんなものだと説明せんかんような手当を支払つてること自体、市長、市民の皆さん、ご理解いただけるとお思ひですか。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）担当から答弁を申し上げます。平たく言いますと、私は、やはり和歌山市も大阪へ多くの方が行かれておる。南海本線ですね。そして、橋本市も大阪へ多く通われておる。そういう面での賃金の格差というのが事実あると私は判断

しておるわけでありますが、そういう補いをしていくのが地域手当だろうなど。大阪の賃金水準と橋本市の地方と。そういう解釈を私はしておるわけですので、答弁したとおりであります。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）考え方、わかりますよ。わかりますけども、私は納得できない。というのは、橋本市役所へ通勤するときには、車で多い人で20分ぐらい来りゃ来れると。ラッシュもない。大阪へ行くには何時間もかけて行っておると。そういう苦勞を全然無視して、賃金、受け取る金だけで、これはバランスをとるというのはおかしいと私は思います。その点についてどのようにお考えですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）同じような答弁になりますけれども、地域手当と、手当という名前であるので、市長の裁量がかなりきくというような感覚もあるようではありますけれども、地域手当そのものが基本給を補完するものということで、ほかで本俸で調整しようかという議論も平成17年の人勸の前にあったようでございます。それは確かにそういうことで、内容を読みましたら、17年度の人勸のときに基本給で調整する、それには限界というのか、難しゅうなってくるので、調整手当から廃止して、地域手当で本俸を調整するという考え方でございます。手当となつてございませうけれども、あくまでも本俸の一部というふうに解釈していただいたほうがわかりやすいかというふうに考えます。

そういうことでございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）本俸の一部なんて、ご都合主義の話で、どこにも本俸の一部と書いてないじゃないですか。地域に住んでた、そ

れを参考にして決めなさいという話なんでね。そんな勝手なこと言うてもろうたら困りますね。

市長、再度お伺いします。答弁された職員の方の答弁は市長の答弁と。ということは、この地域手当、17万円多い人が、本俸の何とか補いとかいふへ理屈つけて、これをもらっている。そういうことで市民の理解を得られると思いますか、どうですかと私は聞いてるんですけども、それについてはお答えないんですけども、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）暫時といたしますか、休憩いたします。3時25分まで休憩いたします。

（午後3時11分 休憩）

（午後3時25分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

4番 松浦君の再質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）先ほどから一問一答で答えてましたので、その前後がわかりにくいところがありますので、質問外のことも含めて、ちょっと答弁させていただきたいと思ひます。

まず、国の人事院勸告なのでしていくかという問題でございませうけれども、国家公務員にとっては人事院がございまして、人事院勸告をしてございませう。それから都道府県、それから30万人以上の市町村につきましては、独自の人事委員会が設けてございませう。ということで、和歌山県下では和歌山市だけ、人事委員会が設けてございませう。

そういうことで、人事院なり人事委員会があるところについては、その勸告を受けて給与を決定している状況でございませう。



ただ、それ以下の橋本市なり30万人以下の都市につきましては、人事委員会設けたらいいじゃないかという議論もあるわけですが、これにつきましては、地方自治法で人事委員会を設けることはよしとされておりません。ということで、公平委員会は設けてございますけれども、人事委員会を設けることはよしとしていないのが現状です。

そういうことで、全国で人事委員会のないところにつきましては、国の人事院勧告に基づいて市町村は給料を決めているのが現状でございます。

ということで、なぜ人事院なり人事委員会があるかといいますと、公務員の労働争議権がないから、そういうことで設けられた制度でございます。

それと、調整手当と地域手当の差でございますけれども、平成42年頃でしたか、調整手当ということで、一般の給料の上へ上乘せした形で調整手当が支給されてございました。橋本市の場合も3%でございました。それで、県下ではほかに和歌山市、それから田辺市、海南市も調整手当対象ということで支給されてございました。

その制度がよろしくないということで、平成17年の人事院勧告で給与構造改革と含めまして、調整手当は廃止し、地域手当で賃金の補完を行っていくということで創設された制度です。

それで、全国6段階に分かれてまして、多いところが東京都の18%、それから、近所では二級地としまして、大阪では大阪市、守口市、門真市、三級地として、12%ですけども、これが近くでは吹田市、高槻市、寝屋川市とか西宮市、天理市ということになってございます。それから、四級地の10%が。

(「簡潔にしてくださいよ」と呼ぶ者あり)

○企画部長(吉田長司君) 奈良では奈良市、

大和郡山市というふうになってございます。近隣の河内長野市につきましては6%ということになってございます。

この根拠でございますけれども、和歌山市にしましても、橋本市にしましても、大阪へ通勤される人が比率も多いということで、橋本市と和歌山市が地域手当対象になったようでございます。

そういうことで、地域手当につきましては、基本給と同じような考え方で、今後も人事院勧告で変更があれば変えていきますけれども、そのまま続けていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(中西峰雄君) 4番 松浦君。

○4番(松浦健次君) 質問時間ないので、もうちょっと簡潔に教えてください。

私はそんなことわかってるんですよ。わかった上で質問しておるんです。国の人事院勧告で地方もこれを見習いなさいなんて、どこも言っていない。法律にそんなもんないです。みんながこれを見習ったら楽だからやっていると、そういう話でしょう。

そうだとすれば、こういう高給取りの市役所、現実の橋本市の民間の職員、これの給与を考えたときに、やめたらどうですかと。市民の理解得られてるとお思いですかということをお願いいたします。

市長、その辺、市民の理解は得られてるかどうか、その辺だけ市長の見解を伺いたいと思います。

○議長(中西峰雄君) 市長。

[市長(木下善之君)登壇]

○市長(木下善之君) 松浦議員の再質問にお答えしたいと思います。

やはり、これは制度として認められておるものですから、ひとつ実行してまいりたいと考えております。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）制度としてあるとしても、市民のことを考えてそういうことをやめてる自治体もあるんですよ。ここだけ指摘しておきますわ。

次、行きます。時間がないんですけども、先ほどの自動交付機のことについて、あれ要る、金、これ要ると言いますが、年間8,000万円を超える地域手当ちょっと削ったらこんなもん何ぼでもできるんじゃないですか。

それで、ほかの公民館でやることになってるから橋本駅はあかんと。そういうしゃくし定規なことを言わんといてください。公民館と橋本駅とは違うんです。先ほど言うた、その上に、例えば橋本駅を通過する学文路、清水地区、あるいは御幸辻、紀見地区、隅田・恋野地区、こういうところから大阪へ通勤してる人、大勢いるんですよ。橋本駅にこれがあれば、朝出てくるとき、帰るとき、あるいは通学する高校生の子どもたちに親が「証明書取ってきて」「住民票取ってきて」とカードを渡して言えるんです。非常に利便性の高いところだと思うんです。

例えば公民館であれば、その地元地区、だいたいそれが主になるんですけど、駅というのはこういう特色があるんです。バスの発着場、コミュニティバス・タクシー乗り場、駅の送迎、皆さん、市民にとってものすごい便利じゃないですか。これと一緒にして。いや、お金がかかる。無駄使い何ぼでもしとる間にこんなことぐらいできないんですか。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）駅と公民館と違うやないかというおたまだと思わんですけども、先ほど演壇でも答弁させていただきましたけども、同じようにはいかないとは思いますが、一つの参考の数値として聞いていただきたいんですけども、和歌山市が和歌山

駅の地下1階に自動交付機を設置しております。これの利用件数が8,178件でございます。これを1日に換算しますと22.4件という数字になっております。和歌山市の人口が約37万人というふうに我々承知しております。橋本市の人口が6万9,000人とした場合に、5分の1の橋本市の人口という中から言いますと、単純計算ですけども、1日4件程度の利用件数になるんじゃないかと。そういった先進自治体の状況も調べさせていただいた中でご答弁差し上げさせていただきましたので、ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）先ほどの一般質問の第1回目の質問で言うたけど、それプラス今言うた話、全然考慮に入れてくれてないですね。和歌山市と同じですかね。これから高齢化社会を迎えて、こういう利便を図っていくというのを市政の大事な基本的な姿勢に組み込んでいいんじゃないんですか。公民館に置いてあるのと全然利用のエリアが違うと私は思うんですけどね。単純に和歌山市駅のことでも話されましたけれども、それでいいんでしょうかね。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）それと、今現在、橋本市内に、先ほど答弁させていただいた、4機の交付機を設置させていただいております。本庁は別として、それ以外の地域についております交付機の関係ですけども、例えば紀見北、これ、2号機になるわけですけども、1件交付するのに、費用対効果の関係でございまして、172円の赤字が出ておると。城山につきましては652円。そして、高野口につきましては205円といった形で、費用対効果から言いますと、市の持ち出しがそういう形になっておるという状況もございまして。

確かに橋本駅を通勤として利用される方、

それは橋本の周辺の方だけと違って、言われるように清水の方もおられると思います。その側面もありますけども、橋本駅と市役所と距離的にいうたら歩いて10分ぐらいで市役所のほうへも来ていただけると。市役所の自動交付機については、夜も8時まで稼働しておるといった状況もございます。そういったことも含めて検討させていただいた結果でございます。

それと、今申し上げました費用につきましては、設置費用についてはこの中に含んでおりません。いわゆるランニングコストでいえば、それだけの赤字が出ておるといった状況だということでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私は、高齢化社会を迎えて、市民の便宜を図るために、福祉という観点からはそれぐらいのお金出してもええんと違うかと、こういう観点から質問させていただきました。けちるといふのではしょうがありません。

次に、ちょっと時間がないので、5番に飛ばしてもらいます。

民生委員に対する情報開示。これ、民生委員の方がこれからの市政の上で大きな役割を担っていく、こういう認識があるのであれば、その民生委員の人に対して、仕事がしやすいように、また、個人のプライバシーが損なわれないように、そのバランスをとりながら情報を開示していかんと、民生委員、情報なかったら仕事できませんわな。

だから、その辺のところ、今答弁でありましたけども、皆迷ってるというかな、不確かな不確定なことが多いと。だから、私は、実態を知ってる民生委員の方、役所の担当の人、この人たちでこれは開示せなあかん、これは教えてよと、ここから先はこれは教えたら具

合悪いなど、その境界線を話し合いの中でかっちりして、それで振り分けていくような方法をとることが大事やと思いますけども、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）基本的には私も同感でございます。そういう形で今後話し合っていきたいと思っております。

また高齢者、特にひとり暮らしの高齢者が増えてきておりました、その方たちは希望者のみですけれども、今、緊急通報装置というのを付けております。これにつきましても、いきなり体が不自由になった場合、押せないんじゃないかというふうな不都合の面も生じておりました、このシステムについても今年度から見直しに入っております。近く幾つかの業者からプレゼンテーションしてもらって、新しいシステムを構築するつもりでおるんですけれども、あわせて市の情報開示についても、市独自の審議会もありますので、どの範囲まで登録された方の情報を民生委員の方に提供できるのか、それについても今後話し合っていくことになっております。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）民生委員の方がほかにちょっと不満というか、使いっぱなしで、後、ほうりまくりやという一つの例として、生活保護、これを申請するときに自分からはいろんなやりとりをしながら書類を書いて出す。生活保護をいただいたと。それで、その当人が仕事し出して生活保護が不要になった。立ち上がって自分で行けるようになったので、生活保護を打ち切ったと。そういうときに連絡も何にもなしで、それはちょっとひどいんじゃないかという話なんです。その辺もご注意願います。

それと、民生委員の方、大半はそういうことないと思うんですけども、職務を通じて知

り得た個人的な情報をほかに漏らしたと、こういうことも聞いているので、そんなことがもし多々あるとすれば、一個でも問題あるんですけどね。それが市民の民生委員に対する信頼をなくするという事になれば、大きな市民福祉の一翼を担ってくれる民生委員全体の活動が充実しなくなる。その辺のところについて、もし秘密を漏らしたならば。先ほどの答弁では、研修するというお話ですけれども、民生委員として不適格者としておやめいただく、それぐらいのきっちりした対策とる必要があるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）民生委員法第15条で守秘義務が課せられております。一般職の地方公務員のように罰則規定はないんですけれども、守秘義務を守られなかった民生委員については注意させていただきまして、二度とこのようなことがないように注意する

のは当然なんですけれども、ふさわしくない非行、あるいは職務上の義務に違反した場合については、同じ民生委員法第11条で県知事の具申に基づいて解職することになっております。そういうことで法で厳格に規定されておりますので、内容によってはそれに基づいて対処できるのかなと思っております。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）一応、これで終わりますけれども、一つのきょうの感想としまして、

私は、世の中って変わり者がいろいろおるさかいに、全員一致でどうのこうのということではできへんと思うけど、大方の人がそれはそうやろうと、これはこないせなあかんわ、あないせんなあかんわと言うたことは、やっぱり政治としてやってもらわんと。自分らの世界、自分らの価値観に閉じこもって、形式的にはこれで制度やと、こんな制度だからどうしようもないと、そんなむちゃくちゃなこと。

先ほど辻本議員の囑託・臨時に対する給与の話もそうですわ。制度がこうやからと。そんなもん、自分がその立場になって辛抱できるはずないでしょう。それは人ごとやと思うて、そんな気楽なこと、皆さん言うんですよ。政治に携わる者、自分のこととして問題点をとらえてもらいたい。温かい心で接してもらいたい。私はその一言をお願い申し上げて、質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）これをもって、4番 松浦君の一般質問は終わりました。

---

○議長（中西峰雄君）これにて一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（午後 3 時44分 散会）